

基礎・境界ソサイエティとの共同運営に基づく

NOLTA ソサイエティ研究集會事務処理要綱

(平成 28 年 4 月 15 日制定)

(平成 29 年 6 月 29 日一部改正)

(2018 年 12 月 6 日一部改正)

(2019 年 4 月 25 日一部改正)

(2023 年 3 月 23 日一部改正)

1. 本要綱で取り扱う研究集會は、NOLTA ソサイエティならびにその傘下の常設または特別研究専門委員会、サブソサイエティが主催、共同主催、技術協催、協賛、後援する国際会議、国内会議、第二種研究会とする。
2. 国内会議（第二種研究会を除く）の事務手続きも「国際会議開催に関する手続き」、
「国際会議の事務処理マニュアル」に従うものとする。なお、コンテンツの取り扱いはその限りではない。
3. 国際会議開催を主催または共同主催する場合、開催のおおよそ 2 年前を目安として、
会議開催主体は「国際会議計画趣意書」を NLS 運営委員会に提出し審議決定の後、
ESS-NLS 共同運営委員会の承認を得なければならない。また、会議開催後適切な
時期に、会議開催主体は NLS 運営委員会および ESS-NLS 共同運営委員会に対し
て、開催ならびに会計報告を行わなければならない。
4. 国内会議ならびに国際的な第二種研究会開催を主催または共同主催する場合、開催
のおおよそ 1 年前を目安として、会議開催主体は「国際（国内）会議計画趣意書」
を NLS 運営委員会に提出し審議決定の後、ESS-NLS 共同運営委員会の承認を得
なければならない。また、会議開催後適切な時期に、会議開催主体は NLS 運営委
員会および ESS-NLS 共同運営委員会に対して、開催ならびに会計報告を行わな
なければならない。ただし、国際的な第二種研究会とは、すべての研究発表が外国語で
行われる第二種研究会である。
5. 国際的ではない第二種研究会で、開催主体とは独立して予算執行を伴う場合、予算
執行前に「会議予算執行・決裁権限委譲申請書」を NLS 運営委員会に提出し審議
決定の後、ESS-NLS 共同運営委員会の承認を得なければならない。ただし、予算
執行の独立性については、NLS 会計幹事および ESS 会計幹事が総合的に判断する。
また、会議開催後適切な時期に、会議開催主体は NLS 運営委員会および ESS-NLS
共同運営委員会に対して、開催ならびに会計報告を行わなければならない。
6. 国際会議または国内会議を技術協催、協賛、後援する場合、会議開催主体は NLS 庶
務幹事を通じて NLS 会長に「国際（国内）会議計画趣意書」を提出し承認を得る
ものとする。なお、NLS 会長が特に要求する場合を除き、「国際（国内）会議計画

趣意書」に別添することが求められている予算書は省略できる。NLS 会長は必要に応じて「国際（国内）会議計画趣意書」を NLS 運営委員会および ESS-NLS 共同運営委員会に付議することができる。また、開催後適切な時期に会議開催主体は NLS 会長に対して NLS 庶務幹事を通じて、開催報告を行わなければならない。さらに、NLS 会長の求めがあった場合には、会計報告を行わなければならない。NLS 庶務幹事は NLS 会長が承認した会議ならびに報告受領した会議を NLS 運営委員会および ESS-NLS 共同運営委員会に報告する。会議開催主体からの要望があれば、NLS が技術協催、協賛、後援する会議のホームページへのリンクを NLS のホームページから張ることができる。

7. IEICE 本部ならびにソサイエティのロゴの使用申請は、原則として、「国際（国内）会議計画趣意書」または「会議予算執行・決裁権限委譲申請書」が承認されたあとに行うことができる。
8. NLS 運営委員会において開催申請または開催報告を行う場合、研究集会を主催・共同主催・技術協催・協賛・後援するサブソ・常設研専・特別研専の長、または研究集会の実行委員長、またはその代理が NLS 運営委員会に出席し行うものとする。
9. 本要綱 3, 4, 5, 6 項による定めとは別に、ESS 会計幹事から指示があった場合には、会議開催主体は会計報告等の手続きを適切に行わなければならない。
10. 本要綱の定めにかかわらず、事務処理を円滑に進めるため、ESS-NLS 共同運営委員会の承認のもと、特例を認めることができる。特に、定期的に行われる会議に対して慣例的な特例を認めることができる。
11. 本要綱は、ESS-NLS 共同運営委員会において改正することができる。